

令和5年3月6日開催

箕輪町農業委員会第25回総会

会 議 録

1 開催日時 令和5年3月6日(月) 午後3時00分から午後4時00分

2 開催場所 産業支援センターみのわ 2階研修室

3 出席委員 22人

会長 鈴木 健二

会長代理 議席1番 春日 初

委員 2番 金澤 博

3番 倉田 孝子

4番 唐澤 金実

5番 唐澤 稔

6番 藤田 久一

7番 櫻井 克成

8番 井口 雅文

9番 藤森 英雄

10番 原 美鈴

11番 赤沼 好秋

12番 唐澤 健二

13番 小林 正俊

14番 鈴木 健二

15番 大槻 憲治

16番 関 幹子

17番 唐澤 俊秀

18番 小野健一朗

19番 小松 孝寿

20番 唐澤 由寛

21番 藤澤 昭二

22番 上田 千志

4 農業委員会事務局職員

事務局次長 唐澤 智大

事務局 細井 千里

5 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
日程第7 議案第6号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積（下限面積）に関する要件の廃止について
日程第8 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
日程第9 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第10 報告第3号 農地法第4条第1項の規定による届出について
日程第11 報告第4号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について
日程第12 報告第5号 現況証明について

事務局（唐澤）携帯電話はマナーモードにさせていただきますようご確認をお願いいたします。
開会前の挨拶を取り交わしたいと思います。
ご起立をお願いいたします。
続きまして、農業委員会憲章のご唱和をお願いいたします。

（唱 和）

ありがとうございました。ご着席願います。
冒頭会長よりごあいさつをお願いいたします。

会 長 健康に留意して営農活動に携わっていただけたらと思います。4月から農地取得の緩和、地域計画など変更点が多々あります。引き続きよろしくをお願いいたします。

事務局 これ以降につきましては、会長が議長となり進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまから第25回総会を開会いたします。
7番 櫻井委員から欠席する旨の届出がありました。
ただ今の出席委員は21人であります。箕輪町農業委員会会議規則第6条による

定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。
ここで、2月の経過報告をいたします。事務局お願いします。

事務局（唐澤）第24回総会が2月6日に開催されました。

2月13日、14日に農業委員会視察研修を行いました。
静岡県の認定農業者の会、会長さんのハウスを視察してまいりました。
2月16日に上伊那ファーマーズの集いが開催されました。
みのわ営農総会が2月28日に開催され、会長が出席しました。

議 長

それでは、これより議事に入ります。

日程第1 「会議録署名委員の指名」を行います。

8番 井口 雅文 委員 9番 藤森 英雄 委員
の両委員を指名いたします。

日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（唐澤）議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
説明をいたします。

1番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

対象農地は〇〇番〇（田）〇〇㎡です。農振農用地内で売買価格は坪〇〇円です。
譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんです。

2番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

対象農地は〇〇番（田）〇〇㎡、〇〇番（田）〇〇㎡、〇〇番（畑）〇〇㎡、〇
〇番（田）〇〇㎡、〇〇番〇〇（畑）〇〇㎡、〇〇番〇〇（畑）〇〇㎡、〇〇番
（畑）〇〇㎡、〇〇番〇〇（畑）〇〇㎡、〇〇番（畑）〇〇㎡ 合計 9筆、〇
〇㎡ 売買価格 坪〇〇円です。

譲渡人は東京都八王子市の、〇〇さん、譲受人は南小河内山本の〇〇さんです。

3番目の案件です。売買による所有権移転の申請です。

対象農地は〇〇番〇〇（田）〇〇㎡で農振農用地外です。売買価格は坪〇〇円
です。

譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんです。

議案第1号についての説明は以上になります。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1番案件、赤沼委員。

赤沼委員 2月18日説明を受けました。りんご畑を作るとのことで話が進みました。

議 長 2番案件、上田委員。

上田委員 譲渡人と譲受人は親戚であり、譲り受けることになりました。譲受人は農業をやっているため、農地の管理については問題ないと思います。

議 長 3番案件、大槻委員。

大槻委員 事務局の説明のとおりです。譲受人は周辺の農地も同様に取得し、耕作も実際に行っていますので、問題ないと思います。

議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明報告がありました。
これより質疑に入ります。
事務局の説明及び地区担当委員からの報告について、発言のある方は挙手願います。どうぞ。
よろしいですか。
質疑を終結いたします。議案第1号を採決いたします。
議案第1号について原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第1号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第3 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 (唐澤) 議案第2号 農地法第4条の許可申請について説明をいたします。

1番目の案件です。駐車場用地の申請です。

対象農地は〇〇番〇〇（田）〇〇㎡、3種農地です。

申請者は〇〇の〇〇さんです。

近傍の所有地に建設中の共同住宅の来客用駐車場として利用するための申請です。

一部は近隣の利用者のために貸し出す予定です。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請につきましての説明は以上です。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。

1番案件、大槻憲治委員。

大槻委員

線路付近、また周囲が住宅であって転用やむなしかと思います。

議 長

ただいま事務局及び地区の担当委員から説明報告がありました。

これより質疑に入ります。

事務局の説明及び地区担当委員からの報告について、発言のある方は挙手願います。どうぞ。

よろしいですか。

質疑を終結いたします。議案第2号を採決いたします。

議案第2号について原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第4 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（唐澤） 議案第3号 農地法第5条の許可申請について説明をいたします。

1番目の案件です。使用貸借による住宅用地の申請です。

対象農地は〇〇番〇〇（田）〇〇㎡、3種農地です。

使用借人は松川村の〇〇さん、使用貸人は〇〇の〇〇さんです。

土地所有者の娘婿が申請地へ住宅を建設するための申請です。

2番目の案件です。使用貸借による住宅用地の申請です。

対象農地は〇〇番〇〇 (畑) 〇〇㎡、2種農地です。
使用借人は南箕輪村アパートの〇〇さん、使用貸人は〇〇の〇〇さんです。
申請人家族は現在南箕輪村のアパートで夫婦と子ども2人で暮らしていますが、住宅を建設したいと考えての申請です。

3番目の案件です。使用貸借による住宅用地の申請です。
対象農地は〇〇番〇〇 (畑) 〇〇㎡、〇〇番〇〇 (畑) 〇〇㎡、合計2筆、〇〇㎡
3種農地です。
使用借人は〇〇の〇〇さん、使用貸人は〇〇の〇〇さんです。
使用借人の母の土地を使用貸借し住宅を新築したいと考えての申請です。
現在住んでいる住宅は取り壊し、もう1棟は自営業事務所にしたいと考えています。

4から7番目の案件です。賃借による駐車場用地の申請です。
対象農地は〇〇番〇〇 (畑) 〇〇㎡、〇〇番〇〇 (畑) 〇〇㎡、〇〇番〇〇 (畑)
〇〇㎡、〇〇番〇〇 (畑) 〇〇㎡、〇〇番〇〇 (畑) 〇〇㎡ 合計 5筆 〇〇
㎡で1種農地です。
賃借料は〇〇円/㎡です。
借受人は箕輪町長 白鳥 政徳、貸付人は〇〇の〇〇さん、〇〇の〇〇さん、辰
野町の〇〇さん、〇〇の〇〇さんです。
みのわテラスの駐車場が不足しており、令和6年3月31日までの間、駐車場とし
て使用するための申請です。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請につきましての説明は以上です。
ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、地区の担当委員から報告をお願いします。
1番案件、唐澤健二委員。

唐澤健二委員 2月11日に説明を受けました。問題はないかと思しますのでよろしくお願いいたします。

議 長 2番案件、小松委員。

小松委員 2月17日に説明を受けました。事務局の説明のとおりです。

議 長 3番案件、春日委員。

- 春日委員 2月17日に説明を受けました。やむを得ないかと思えます。
- 議 長 4～7番案件、藤田委員。
- 藤田委員 2月17日に役場職員から説明を受けました。事務局の説明のとおりです。問題ないかと思えます。
- 議 長 ただいま事務局及び地区の担当委員から説明報告がありました。
これより質疑に入ります。
事務局の説明及び地区担当委員からの報告について、発言のある方は挙手願います。どうぞ。
- 唐澤稔委員 4～7番案件、一時転用の農地の復元はどうなっていますか。
- 事務局（唐澤） 農地復元の書類は取っています。今後農振除外となりましたら、一時転用でない転用手続きを取る予定です。
- 議 長 よろしいですか。
質疑を終結いたします。議案第3号を採決いたします。
議案第3号について原案のとおり認めることにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。
続きまして日程第5 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局（細井） 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の農地中間管理事業分について説明いたします。

こちらは、県の農業開発公社（中間管理機構）が間に入る形での利用権の設定を行った農地の状況となります。
39ページは、総括表となります。
田 9, 314㎡、畑 21, 004㎡ 合計30, 318㎡です。
40ページからは、借り手の状況となります。

42ページからは、貸し手の状況となります。

始期は令和5年3月8日、終期は7年が令和12年、10年が令和15年、20年が令和25年のそれぞれ12月31日となります。

それぞれご確認をいただきたいと思います。

議案第4号 農地中間管理事業分についての説明は以上となります。

ご審議をお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手願います。どうぞ。よろしいですか。

質疑を終結いたします。議案第4号を採決いたします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（細井） 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。

46ページは、総括表となります。

田 31, 252㎡ 畑 33, 597㎡ 合計 64, 849㎡

47ページ以降は、それぞれの年数毎の一覧となります。

それぞれご確認いただきたいと思います。

議案第5号 農用地利用集積計画についての説明は以上となります。

ご審議をお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手願います。どうぞ。よろしいですか。

質疑を終結いたします。議案第5号を採決いたします。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして日程第7 議案第6号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積(下限面積)に関する要件の廃止について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局(唐澤) 議案第6号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積(下限面積)に関する要件の廃止について 説明いたします。

平成28年11月8日に農地法3条の下限面積について箕輪町独自の要件を定め、平成29年1月1日から施行しました。

ここで農地法3条が改正となり、農地取得の下限面積がなくなることから、4月1日で要件を廃止するものです。

議案第6号についての説明は以上となります。

ご審議をお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手願います。どうぞ。

よろしいですか。

質疑を終結いたします。 議案第6号を採決いたします。

議案第6号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積(下限面積)に関する要件の廃止について、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり認めることに決定いたしました。

続きまして、日程第8 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局(細井) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について説明をいたします。

66ページをお開きください。

使用貸借・賃貸借について、双方の合意により解約の届出をしたものの内訳にな

ります。9件 解約の届出がありました。

報告第1号についての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長

報告第1号について、事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言がないようですので、報告第1号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第9 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局(唐澤) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明をいたします。

69ページをお開きください。

相続、または時効取得により農地を取得しました届出の受付分になります。

相続が3件、時効取得が1件ございました。

報告第2号に付きましての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長

報告第2号について、事務局より説明がありました。

これに関しまして、発言のある方は挙手をお願いします。

発言がないようですので、報告第2号は聞きとどめて参ります。

議長

続きまして、日程第10 報告第3号 農地法第4条第1項の規定による届出について を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局(唐澤) 報告第3号 農地法第4条第1項の規定による届出について ご説明いたします。

農機具収納施設を建てるための届出です。

対象農地は〇〇番〇〇(畑) 〇〇㎡のうち〇〇㎡。

果樹栽培で収穫する果物の保管、病虫害の防除に使用する機会と農薬類の保管、戦果や荷造りを農地の近くで行いたいたく農機具収納施設1棟を建築するための申請です。

報告第3号についての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 報告第3号について、事務局より説明がありました。
この案件につきまして、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言がないようですので、報告第3号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第11 報告第4号 農業経営基盤強化促進法（農地売買支援事業分）について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（細井） 報告第4号についてご説明いたします。

今回は公社からの売買、公社への売買となります。
内容については78ページ、79ページのとおりです。
公社からの売買は〇〇番〇〇と〇〇番〇〇が〇〇さんへ、公社への売買が〇〇番〇〇と〇〇番〇〇が〇〇さんからとなります。説明は以上です。

議長 報告第4号について、事務局より説明がありました。
この案件につきまして、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言がないようですので、報告第4号は聞きとどめて参ります。

続きまして、日程第12 報告第5号 現況証明について を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（唐澤） 報告第5号 現況証明について ご説明いたします。

資料は81ページをご覧ください。上伊那地域振興局から保安林指定のため、現況証明願いがありました。地目は〇〇番〇〇…の9筆です。現地は箕輪ダムへ向かう「花の広場」「イベント広場」の北側の道沿いです。保安林指定後、「保安林」へ地目変更を行う予定です。
現地は農地として利用できない状況であり、問題はないかと思います。
説明は以上です。

議長 報告第5号について、事務局より説明がありました。
この案件につきまして、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言がないようですので、報告第5号は聞きとどめて参ります。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかきたい案件
がございましたら、お出しいただきたいと思います。
特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。
大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

8 番

9 番
